

募集

西東京市下水道  
審議会委員

内容 下水道使用料、都市計画下水道事業、下水道事業の運営についての検討  
会議数 18年度中6回程度  
(平日昼間開催)  
募集人数 3人

選考方法 作文による選考  
応募方法 「私が考える下水道の役割について」を800字以内にとり、住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、4月20日(木)(必着)までに、〒202・8555西東京市役所保谷庁舎下水道課へ郵送または持参  
報酬 月額1万800円  
任期 5月から2年間  
下水道課(☎☎内線248)

障害のある児童の  
介助員募集

登録受付中です。  
仕事内容 通常学級に在籍する障害のある児童の介助  
応募資格 18歳以上の健康な方で、教育行政に熱意と理解のある方(介助対象者の親族は除きます)  
特別な資格、経験は不要  
応募方法 市販履歴書に記入し4月3日~4月20日までに、〒202・8555西東京市役所保谷庁舎学務課へ郵送または持参

場所 市立小学校

活動時間 午前8時15分~児童の下校時刻まで(週30時間以内)  
時給 千40円(交通費は支給しません)  
学期ごとの任用です。  
無償ボランティアの方も登録可能です。

有償ボランティアで、無償ボランティアの対応ができる方は、履歴書に明記ください。18年度予算が市議会で議決後、募集開始。  
学務課(☎☎内線262)

地域包括支援センター  
運営協議会  
委員募集

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で豊かな生活を送るために、介護サービスをはじめ、保健・福祉・医療サービスを継続的に受けられるよう、包括的な支援を実施する中核的な機関です。  
運営協議会は、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、さまざまな協議をおこないます。構成は、医師会等の代表者、介護保険サービス関係者、NPO等団体の代表者、介護サービス利用者、被保険者等です。

対象・人数 市内在住の介護サービス利用者1人、40歳~64歳の方と65歳以上の方で介護サービス未利用者各1人  
任期 平成18年4月~平成19年3月末  
回数 平日昼間3回~6回  
謝礼 1回5千円  
選考方法 作文による選考。4月下旬までに結果連絡します。

応募方法 「介護予防について」の800字程度の作文に、住所・氏名・電話番号・年齢・介護認定の有無を明記のうえ、4月14日(金)までに、〒202・8555西東京市役所保谷庁舎高齢者支援課へ郵送または直接持参。  
高齢者支援課(☎☎内線2349)

平成18年度は固定資産税の評価替えの年になります

固定資産税・都市計画税のうち、土地と家屋については、課税の基本となる評価額を見直す「評価替え」を3年ごとに行っています。平成18年度はこの評価替えの年に当たります。

平成18年度  
税制改正について

土地

「負担水準の均衡化」

平成9年度の評価替えから、新年度の課税標準額を求めめる措置が講じられていますが、これまでの地価動向の影響により、同じ評価額の土地であっても課税標準額が異なる状況が生じています。  
この負担水準のばらつきを解消し、税負担の公平を図るため、「負担水準の均衡化」を一層促進することとなりました。  
また、負担水準の均衡化のための負担調整措置に関する制度の簡素化が図られることとなりました。

具体的な負担調整措置の内容は表1のとおりです。  
なお、西東京市では、今年度も負担水準の低い土地が多いため、税額が上昇する土地が多く見受けられます。

「価格の下落修正」

今回の評価替えの価格調査基準日である平成17年1月1日以降、地価が下落傾向を示しているため、価格を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により、評価額を下落修正できる措置が引き続き講じられることとなります。

家屋

家屋の固定資産評価基準が改正されました。  
今回の改正では、一部の建築資材等に値下がりしたものがあり、平成17年中に新築された家屋の評価額は、改正前に建築された家屋と比較するとやや低めとなります。  
平成16年以前の建築家屋(在来分家屋)については、改正された評価基準によって再度評価を行い、これによって求めた評価額と平成17年度の評価額のいずれか低い方が平成18年度の評価額(課税標準額)となります。  
このことにより、前年度の評価額のまま据え置かれる場合と、それを下回った評価額となる場合があります。



「税率について」

固定資産税の税率は、平成18年度以降も引き続き標準税率である100分の14を適用します。  
都市計画税の税率は、平成17年12月定例会で都市計画税条例の一部改正が議決されたため、平成18年度から100分の0.25に改定されました。なお、改定後の税率は、都内26市の平均値となりました。

課税資産明細書と  
納税通知書

課税されている土地・家屋の明細を表示した「課税資産明細書」を、4月1日にお送りします。来年度の確定申告等にも利用できますので大切に保管してください。なお、課税資産明細書

には、課税されている物件のみを表示しており、課税されていない物件(道路等)は表示していません。  
納税通知書は5月1日にお送りする予定です。なお、第1期の納期限日は5月31日です。



固定資産税路線価を公開

路線価を公開しています。市内のすべての路線価が公開の対象となっています。情報公開コーナーの窓口(田無庁舎1階および保谷庁舎1階)で、どなたでもご覧いただけますので、ご利用ください。  
資産税課(☎☎内線1334)

表1

負担水準	宅地(小規模住宅用地・一般住宅用地)・市街化区域
100%以上	H18本則課税標準額まで引下げ
80%以上~100%未満	1.00(据置き)
80%未満	H17課税標準額 + (H18本則課税標準額 × 5%) ... (A) ただし、(A)の上限 = H18本則課税標準額の80% (A)の下限 = H18本則課税標準額の20%

負担水準が80%未満の土地については、負担調整措置により税額が上げられます。ただし、負担水準が80%以上の土地については、引下げ又は据置きとなります。  
負担水準 = H17課税標準額 ÷ H18評価額

本則課税標準額	
固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 = 評価額 × 1/6	小規模住宅用地 = 評価額 × 1/3
一般住宅用地 = 評価額 × 1/3	一般住宅用地 = 評価額 × 2/3
市街化区域農地 = 評価額 × 1/3	市街化区域農地 = 評価額 × 2/3

負担水準	宅地(非住宅)・雑種地・介在畑・介在山林
70%超	H18評価額の70%まで引下げ
60%以上~70%以下	1.00(据置き)
60%未満	H17課税標準額 + (H18評価額 × 5%) ... (A) ただし、(A)の上限 = H18評価額の60% (A)の下限 = H18評価額の20%

負担水準が60%未満の土地については、負担調整措置により税額が上げられます。ただし、負担水準が60%以上の土地については、引下げまたは据置きとなります。  
負担水準 = H17課税標準額 ÷ H18本則課税標準額